

次代を担う子どもたちへの支援のために 基金への寄付を募集します

企画政策課 ☎・☎(582)1162 ☎(582)0539

総務課 ☎・☎(582)1111 ☎(582)0539

「コロナに負けない！50周年」として、新型コロナウイルス感染症の拡大により多大な影響を受けた本市の子どもたちの将来を見据え、次代を担う子どもたちへの支援などを目的とする基金へ積み立てるための寄付を募集します。

基金の内容・基金名	
1	次代を担う子どもたちの進学・在学支援 守山市育英奨学基金
2	次代を担う子どもたちのスポーツ振興支援 守山市スポーツ振興基金
3	次代を担う子どもたちへの文化・芸術振興支援 守山市文化芸術振興事業基金
4	次代を担う子どもたちのために、ほたるの住むふるさとづくり 守山市ほたる基金

寄付方法

①ふるさと納税(インターネットによる申し込み)

ふるさと納税寄付サイト「ふるさとチョイス」の「使い道選択画面」で、上記の使い道を選択してください。
※法令上、市内在住の人への返礼品はありません。



ふるさとチョイス

②一般寄付(直接来庁による申し込み)

事前に総務課へ連絡のうえ、総務課窓口で申し込んでください。

市税の徴収猶予の「特例制度」があります

納税課 ☎・☎(582)1118 ☎(583)9738

新型コロナウイルス感染症の影響で事業などの収入に相当の減少があった人は、市税の徴収猶予を受けることができます。担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降の任意の期間(1ヵ月以上)の事業などの収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少しており、一時に納付・納入を行うことが困難な人。

対象となる市税 令和2年2月1日～令和3年1月31日に納期限が到来する市税

※ほかの猶予を受けているものについても、6月30日(火)までに手続きすることで、さかのぼって特例を利用できます。

猶予期間 納期限の翌日から1年間

納期限または6月30日(火)のいずれか遅い日までに、申請書を納税課へ提出。申請書は納税課に設置または市ホームページからダウンロード可。

この制度は納付期限を延ばすものであり、税金(本税)を減免するものではありません。猶予期間内に納付してください。

・猶予期間中、分割で納付することも可能です。

「スマホアプリ決済サービス」で納税できます

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、市税などの納付に「スマホアプリ決済サービス」を活用ください(納付書1枚当たり30万円までなど、利用には一定の条件があります)。詳しくは、ホームページをご覧ください。



ホームページ